

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種（オミクロン株対応）に係る地域貢献の基準」を策定したことをお知らせするもの。

4 文科高第 1253 号  
令和 4 年 11 月 30 日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
高等専門学校を設置する各都道府県・指定都市教育委員会長  
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を 殿  
設立する各地方公共団体の長  
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
厚 生 労 働 省 医 政 局 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子

（公印省略）

文部科学省高等教育局長

池 田 貴 城

（公印省略）

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）  
大学拠点接種（オミクロン株対応）に係る地域貢献の基準」  
の策定について（通知）

各大学、高等専門学校及び専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施について適切に御対応いただくとともに、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種（以

下单に「ワクチン接種」という。)に御尽力をいただき、感謝申し上げます。

本件については、「大学拠点接種」での追加接種（オミクロン株対応）実施に当たっての留意点等について（周知）」（令和4年9月22日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）及び「専修学校等が主体となって実施する職域接種の追加接種（オミクロン株対応）実施に当たっての留意点等について（周知）」（令和4年9月22日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）。以下「事務連絡」という。）において、改めて周知するとしておりました。この度、オミクロン株対応大学拠点接種における地域貢献の認定について、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種（3回目接種）に係る地域貢献の基準」（以下「前回基準」という）を改訂し、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種（オミクロン株対応）に係る地域貢献の基準」を別添1の通り策定いたしましたので、申請方法とあわせてお知らせします。なお、前回基準から、地域貢献認定の要件の変更はしておりません。軽微な部分のみの変更となりますが、変更点については、別紙を御参照願います。

また、別添2の通り地域貢献認定申請書も変更しております。今後「地域貢献の認定」を申請される大学等におかれては、変更後の申請書にご記入の上、令和5年3月31日（金）までに文部科学省大学等ワクチン接種加速化検討チームのメールアドレス（[chiiki-kouken-nintei@mext.go.jp](mailto:chiiki-kouken-nintei@mext.go.jp)）へお送りください。

さらに、多くのお問合せをいただいているご質問については、別添3の通りQ&Aに問を追記しておりますので併せてご確認ください。追記箇所は下線を付しております。

国公立大学法人におかれてはその設置する大学に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学長におかれては管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

<添付資料>

- 【別添1】「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種（オミクロン株対応）に係る地域貢献の基準」（令和3年1

0月7日文部科学省総合教育政策局長・高等教育局長決定令和4年11月30日改訂)

- 【別添2】地域貢献認定申請書（オミクロン株対応分）

※下記リンク先からダウンロードください

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_01612.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01612.html)

- 【別添3】大学拠点接種（オミクロン株対応）の支援スキーム等に関するQ&A（令和4年11月30日版）
- 【参考1】令和4年度新型コロナウイルス感染症包括支援事業（医療分）実施要綱（抄）
- 【参考2】令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて（抄）

<参考情報>

- 「大学拠点接種」について（文部科学省HP）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_01530.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_01530.html)

QRコードはこちら→



**【地域貢献認定の申請に関すること】**

委託事業者（サポートデスク）

電話：080-4350-9285 / 080-4359-0793

E-mail：[chiiki-kouken-nintei@mext.go.jp](mailto:chiiki-kouken-nintei@mext.go.jp)

対応時間：9:00～17:30

（土・日・祝日及び12:00～13:00を除く）

※地域貢献認定のためのサポートデスクを令和5年3月31日まで開設していますので、こちらまでご連絡ください。

**【本通知に関する連絡先】**

文部科学省 電話：03-5253-4111（代表）

文部科学省大学等ワクチン接種加速化検討チーム企画調整班

（内線：3331）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

（内線：2915）

E-mail：[chiiki-kouken-nintei@mext.go.jp](mailto:chiiki-kouken-nintei@mext.go.jp)

別紙

今回策定する地域貢献の基準	前回基準
<p>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） 大学拠点接種（<u>オミクロン株対応</u>）に係る地域貢献の基準</p> <p>令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年9月22日付け医政発0922第38号・健発0922第14号・薬生発0922第1号。以下「要綱」という。）3（21）ウ（ウ）に定める令和4年9月20日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「<u>オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について</u>」に基づいて設置した会場での職域接種のうち、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下、「大学等」という。）が行う大学拠点接種における地域貢献の基準等について、以下のとおり定める。</p> <p>第1～第3 （略）</p>	<p>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分） 大学拠点接種（<u>3回目接種</u>）に係る地域貢献の基準</p> <p>令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号。以下「要綱」という。）3（21）ウ（ウ）に定める令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「<u>新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について</u>」に基づいて設置した会場での職域接種のうち、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下、「大学等」という。）が行う大学拠点接種における地域貢献の基準等について、以下のとおり定める。</p> <p>第1～第3 （略）</p>

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）  
大学拠点接種（オミクロン株対応）に係る地域貢献の基準

令和 4 年 11 月 30 日  
文 部 科 学 省  
総合教育政策局長・  
高等教育局長 決定

令和 4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和 4 年 9 月 22 日付け医政発 0922 第 38 号・健発 0922 第 14 号・薬生発 0922 第 1 号。以下「要綱」という。）3（21）ウ（ウ）に定める令和 4 年 9 月 20 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種のうち、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下、「大学等」という。）が行う大学拠点接種における地域貢献の基準等について、以下のとおり定める。

## 第 1 地域貢献の基準

地方自治体と連携し、大学等において、外部の医療機関が出張して大学拠点接種を行った際、以下に定める要件を満たした場合には、職域接種促進のための支援が可能な地域貢献があったものと認定し、要綱 3（21）ウ（ウ）の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）において、接種 1 回当たり 1,500 円を上限として会場の設置にかかる経費等の実費を補助できることとする。

### （近隣教育機関等への接種）

大学拠点接種において、自大学等（設置する法人が同じである教育機関を含む。）の学生・生徒、教職員以外に、以下に定める接種対象者の合計が総接種人数の 5% 以上である（ただし、総接種人数が 500 人に満たない場合は、500 人を母数とする。）か、又は 500 人以上となる場合は、地域貢献が認められるものとする。

- ① 近隣の教育機関の教職員及びその学生・生徒
- ② 自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員及び家族
- ③ 教職員及び学生・生徒・児童・園児の家族
- ④ 地方自治体からの依頼により接種を行った近隣住民
- ⑤ 文部科学省からの依頼により接種を行った留学予定者等
- ⑥ 大学拠点接種において接種を予定していた者のうち、「都道府県の大規模接種会場等における大学等单位での団体接種の実施について」を受けて、他会場にて大学拠点接種の実施時期よりも前倒しで接種を行った①～⑤に該当する者

## 第2 地域貢献の認定

1. 第1に定める基準を満たし、上乘せ支援を希望する大学等は、都道府県への交付金の申請に先立ち、文部科学省に地域貢献認定申請書を提出し、地域貢献の認定を受けた上で、所在する都道府県へ交付要綱に定める必要書類とともに文部科学省から交付された認定に係る文書の写しを提出し、交付金の申請を行うこと。
2. 文部科学省における認定手続には相応の時間を要するため、原則として交付金申請先の都道府県が定める交付金申請締切りの2週間前には文部科学省へ別紙を提出すること。

## 第3 大学の附属病院が個別接種促進のための支援を受ける場合

要綱3(21)エ(ウ)に定める「大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合」で、要綱3(21)ウ(イ)「②病院における取組」の支援を受ける場合、「第1 地域貢献の基準」の要件を満たし、「第2 地域貢献の認定」の認定を受ける必要がある。

また、要綱3(21)エ(ウ)に定める「接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合」で、要綱3(21)ウ(イ)の支援を受ける場合においても同様に、「第1 地域貢献の基準」の要件を満たし、「第2 地域貢献の認定」の認定を受ける必要がある。

(別添2)

申請日

令和年月日

## 地域貢献認定申請様式（追加接種（オミクロン株対応）分）

※本申請書は、令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種室事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について」に基づいて設置した会場における接種（以下「追加接種」）における新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）（以下「支援事業」）に係る地域貢献認定申請様式となります。

### 1. 基本情報

学校コード	
学校名	
設置種	
学校種	
学長（学校長）名	
設置者名	
交付申請予定都道府県名	

### 2. 交付申請予定の支援

・交付申請を予定している支援の「□」を「■」にしてください。

<input type="checkbox"/>	個別接種促進のための支援（大学が請求主体）
<input type="checkbox"/>	個別接種促進のための支援（外部医療機関が請求主体）
<input type="checkbox"/>	職域接種促進のための支援

※地域貢献認定後の請求にあたって、上記いずれに該当するかは都道府県の示す情報も御確認ください。

#### 4. 地域貢献認定要件の確認

(地域貢献の基準)

(近隣教育機関等への接種)

大学拠点接種（追加接種）において、自大学等（設置する法人が同じである大学等含む。）の学生・生徒、教職員以外に、以下に定める接種対象者の合計が総接種人数の5%以上である（ただし、総接種人数が500人に満たない場合は、500人を母数とする。）か、又は500人以上となる場合は、地域貢献が認められるものとする。

- ①近隣の教育機関の教職員及びその学生・生徒
- ②自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員及び家族（※Q&A問10も確認ください）
- ③教職員及び学生・生徒・児童・園児の家族
- ④地方自治体からの依頼により接種を行った近隣住民
- ⑤文部科学省からの依頼により接種を行った留学予定者等
- ⑥大学拠点接種において接種を予定していた者のうち、「都道府県の大規模接種会場等における大学等单位での団体接種の実施について」を受けて、他会場にて大学拠点接種の実施時期よりも前倒して接種を行った①～⑤に該当する者

(要件確認)

(ア)	総接種人数	
(イ)	自大学等（設置する法人が同じである大学等含む。）接種人数 (学生・生徒、教職員)	
(ウ)	(近隣の教育機関等への接種)	
	①近隣の教育機関の教職員及びその学生・生徒	
	②自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員及び家族	
	③教職員及び学生・生徒・児童・園児の家族	
	④地方自治体からの依頼により接種を行った近隣住民	
	⑤文部科学省からの依頼により接種を行った留学予定者等	
	⑥大学拠点接種において接種を予定していた者のうち、「都道府県の大規模接種会場等における大学等单位での団体接種の実施について」を受けて、他会場にて大学拠点接種の実施時期よりも前倒して接種を行った①～⑤に該当する者	
	①～⑥の総数	人
①～⑥の総数が総接種人数に占める割合（％） (※) ただし、接種対象者の合計が500人に満たない場合は、500人が母数になるよう設定している。	0.0%	

上記のとおり、本学は、地域貢献認定要件を満たしている。

担当者氏名	
所属・職名	
電話番号	
メールアドレス（担当者）	@
メールアドレス（所属部署共通）	@



( 文 書 番 号 )

令 和 年 月 日

FALSE

#####



令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱3（21）  
ウ（ウ）に定める大学拠点接種における地域貢献の基準を満たす地域貢献認定について  
（申請）

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱3（21）ウ（ウ）に定める  
大学拠点接種における地域貢献の基準等として文部科学省が定める要件を別紙のとおり満たしているため、  
地域貢献認定に係る文書を申請する。

大学拠点接種の支援スキーム等に関するQ & A  
(令和4年11月30日版)

## 目次

問1	今回、基準を策定した趣旨を教えてください。 .....	2
問2	大学拠点接種のうち、「職域接種促進のための支援」の対象となる場合と支援の内容を教えてください。 .....	2
問3	「職域接種促進のための支援」において補助対象となる「会場の設置にかかる経費等」には何が含まれますか。 .....	3
問4	「職域接種促進のための支援」の対象は外部の医療機関が出張して実施する職域接種を対象としているとのことですが、大学の診療所が外部の医療機関から医師等の派遣を受けて実施する場合は対象になりますか。 .....	3
問5	「職域接種促進のための支援」以外に活用可能なものはありますか。 .....	4
問6	大学附属病院が当該大学内で大学拠点接種を実施する場合は「職域接種促進のための支援」の対象外で「個別接種促進のための支援」の対象になるとのことですが、どのような支援が受けられるのでしょうか。 .....	5
問7	外部医療機関（他大学の大学附属病院等）に自大学の学生等が出向いて大学拠点接種を実施している場合に支援はありますか。 .....	5
問8	「職域接種促進のための支援」の請求事務はどこが行うのでしょうか。 ....	6
問9	「職域接種促進のための支援」の費用の請求はどこに行えばよいのか。 ....	6
問10	地域貢献の基準において、「自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員及び家族」とあるが、どのようなものが対象になるのか。 .....	6
問11	自大学で受けられる支援が「個別接種促進のための支援」か「職域接種促進のための支援」のどちらに該当するかわからない場合どうすればよいか。 ....	6
問12	地域貢献の基準の認定は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を受ける場合にしか申請できないのか。 .....	6
問13	大学として複数会場で開催しており、都道府県も異なる場合もあるが、地域貢献認定は会場ごとで認定を受けるのか。 .....	7
問14	申請様式の（イ）自大学等（設置する法人が同じである大学等を含む。）接種人数（学生・生徒、教職員）について、委託業者の社員や非常勤講師は含むのか。 .....	7
問15	大学拠点接種を拠点として実施している大学等に参加してワクチン接種を実施した場合（自大学等が申請主体となって実施していない場合）、地域貢献基準の認定を申請する必要があるか。 .....	7
問16	オミクロン株対応ワクチンによる職域接種の接種人数に、3回目職域追加接種の接種人数を合算して地位貢献認定の申請をすることは可能か。 .....	7
問17	「都道府県の大規模接種会場等における大学等单位での団体接種の実施について」を受けて、ワクチン接種を加速化した結果、本来予定していた近隣の教育機関の学生等に対する接種がなくなったことで、地域貢献の基準を満たさなくなった場合について、本支援を受けることはできないのか。 .....	7

※専門学校が主体となって実施する職域接種についても、大学拠点接種と同様に「職域接種促進のための支援」の対象になる場合がありますので、こちらの Q&A を参照ください。

問1 今回、基準を策定した趣旨を教えてください。

文部科学省では、「大学拠点接種」を実施する大学には、他大学の学生や教職員、海外留学を予定している方々、地域の方々などへのワクチン接種にも御対応いただき、社会貢献を形にさせていただきたいという考えを示してまいりました<sup>1</sup>。

これを踏まえ、外部の医療機関が出張して大学拠点接種を行う場合で、一定の要件を満たす地域貢献を行う大学については、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づく「職域接種促進のための支援」<sup>2</sup>において、接種1回あたり1,500円を上限として、会場の設置にかかる経費等の実費を支援することとなったところです。（追加接種の上限引き上げについて追記）

今回、支援を受けるにあたって必要な地域貢献の基準を文部科学省において定め、お知らせするものです。

問2 大学拠点接種のうち、「職域接種促進のための支援」の対象となる場合と支援の内容を教えてください。

大学拠点接種について、以下の要件をいずれも満たす場合に「職域接種促進のための支援」の対象となります。

- ・外部の医療機関が出張して行っている。
- ・文部科学省が定める地域貢献の基準<sup>3</sup>を満たしていて、文部科学省の認定を受けている。

支援の内容については、接種1回当たり1,500円を上限として会場の設置にかかる経費等の実費を補助します。したがって、会場の設置にかかる経費等が1,500円×接種回数の合計額を下回る場合は、全額補助されますが、上回る場合は、1,500円×接種回数の合計額が補助されます。

なお、大学附属病院が当該大学内で大学拠点接種を実施する場合は、本支援ではなく、「個別接種促進のための支援」<sup>4</sup>の対象となります。詳しくは問6を参照してください。

<sup>1</sup> 例として、「「大学拠点接種」に関する文部科学大臣メッセージ」（令和3年6月22日）。

<sup>2</sup> 同要綱18頁及び「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和4年9月22日各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）11頁参照。

<sup>3</sup> 別添1「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種（オミクロン株対応）に係る地域貢献の基準」（令和4年11月30日文部科学省総合教育政策局長・高等教育局長決定）。

<sup>4</sup> 「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」17～19頁及び「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和4年9月22日各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）9～10頁参照。

問3 「職域接種促進のための支援」において補助対象となる「会場の設置にかかる経費等」には何が含まれますか。

本支援は医療機関における通常の予防接種の対応を超える費用が対象になります。

具体的には、会場の借り上げ費用、会場設営・撤去費、会場の運営費、会場の感染防止対策に係る費用、会場運営の委託費、接種者の交通費実費、受付や会場誘導、経過観察を行うために臨時に雇用した者（学生アルバイト等）の人件費、接種会場の運営に係る業務に専従する職員の時間外労働や休日労働に係る手当等（時間外労働や休日労働に係る手当等を除く賃金（基本給等）については対象外です。）など、実情を反映して合理的に必要と考えられる費用について対象となります。

ただし、会場の設置等に直接必要とならないものについては対象となりません。

問4 「職域接種促進のための支援」の対象は外部の医療機関が出張して実施する職域接種を対象としているとのことですが、大学の診療所が外部の医療機関から医師等の派遣を受けて実施する場合は対象になりますか。

大学内の診療所が独自に大学拠点接種を実施する場合は支援の対象外ですが、大学が大学拠点接種の実施のために新たに医療機関の開設又は巡回健診の届出をした場合であって、

- ・ 外部の医療機関から医師等を雇用する費用が大学に発生している
- ・ 大学拠点接種終了後速やかに医療機関又は巡回健診の廃止の届けを提出する  
(届け出た自治体で巡回健診の廃止の届出が不要である場合は除く)

のいずれにも該当する場合は、外部の医療機関が出張して実施する接種と実質的に同じものであることから、「職域接種促進のための支援」の対象となります。




なお、外部の医療機関に当該大学の付属病院は含まれず、付属病院から医師等を派遣した場合は、付属病院が大学内で実施している場合と同様に取り扱うこととなります。

問5 「職域接種促進のための支援」以外に活用可能なものはありますか。

新型コロナワクチン接種については、接種の形態にかかわらず、共通して「ワクチン接種対策費負担金」において、予診や接種に係る医師や看護師等の費用として2,070円/回（時間外：+730円、休日+2,130円）を国が負担することになっています。この負担金に関する請求事務は、V-SYS上の登録区分にしたがって、パターン1の場合は大学側が、パターン2又は3の場合は外部医療機関側が行います。

<図：費用の請求・支払いの概要<sup>5</sup>>

新型コロナウイルスワクチン接種の費用の請求・支払の概要（職域接種）

	パターン1 企業内診療所で実施	パターン2 外部機関が出張して実施	パターン3 外部機関に出向いて実施
			
市町村からワクチン接種の委託を受けている者	企業内診療所（=企業）	外部医療機関	外部医療機関
費用請求の実施主体	企業内診療所（=企業）	外部医療機関	外部医療機関
市町村に直接請求を行う場合	<b>企業内診療所（=接種会場）が所在する市町村</b> に住民票がある被接種者の費用請求	<b>接種会場が所在する市町村</b> に住民票がある被接種者の費用請求	<b>外部医療機関（=接種会場）が所在する市町村</b> に住民票がある被接種者にかかる費用請求
国保連を通じて請求を行う場合	それ以外の方の費用請求	それ以外の方の費用請求	それ以外の方の費用請求

※市町村によっては、接種会場が所在する市町村への請求についても、国保連に委託している場合がある

<sup>5</sup> 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き（第9.0版）」（令和4年10月31日厚生労働省）65頁。本図においては「企業」と記載していますが「大学等」に読み替えて御参照ください。

問6 大学附属病院が当該大学内で大学拠点接種を実施する場合は「職域接種促進のための支援」の対象外で「個別接種促進のための支援」の対象になるとのことですが、どのような支援が受けられるのでしょうか。

以下の2つの「個別接種促進のための支援」について、大学附属病院の個別接種の実績に、大学拠点接種の実績を上乗せして、支援を受けることができます。なお、この場合、大学拠点接種として実施し支援を受けるのには、地域貢献の基準を満たすことが必要です。

●新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（接種施設数の増加関係）<sup>6</sup>

医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合は10万円/日（定額）を交付。なお、令和4年10月以降においては、50回以上の接種をおこなったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

●新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（「病院」における接種体制の強化関係）<sup>7</sup>

特別な体制を確保し、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、4月・5月、6月・7月、8月・9月、10月・11月、12月・1月、2月・3月のそれぞれの期間中に4週間以上ある場合は医師1人1時間当たり7,550円、看護師等1人1時間当たり2,760円を交付。

なお、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（接種施設数の増加関係）」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（「病院」における接種体制の強化関係）」については交付要件がありますので、要件に該当するか確認の上、請求事務を行ってください。

問7 外部医療機関（他大学の大学附属病院等）に自大学の学生等が出向いて大学拠点接種を実施している場合に支援はありますか。

お尋ねの場合、当該大学に対する支援はありませんが、外部医療機関については、「ワクチン接種対策費負担金」に加え、病院に対する「個別接種促進のための支援」を活用できます。支援内容や要件等は問6の回答を御参照ください。なお、この場合、大学拠点接種として実施し支援を受けるのには、地域貢献の基準を満たすことが必要です。

<sup>6</sup> 「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和4年9月22日各都道府県衛生主管部（局）宛て厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）10頁「・病院への支援」参照。

<sup>7</sup> 同上参照。

問 8 「職域接種促進のための支援」の請求事務はどこが行うのでしょうか。

「職域接種促進のための支援」については、V-SYS 上の登録区分にかかわらず大学側が請求事務を行うこととなります。

問 9 「職域接種促進のための支援」の費用の請求はどこに行えばよいのか。

文科省による認定後は、申請主体となる大学等の本部が所在する都道府県に対して申請をしていただくこととなります。詳細については、申請先となる都道府県にご確認ください。

問 10 地域貢献の基準において、「自大学等と取引のある企業及び近隣に存在する企業の社員及び家族」とあるが、どのようなものが対象になるのか。

大企業が自ら実施可能な職域接種を大学拠点接種において実施するものは、地域貢献基準の算定の対象外となります。ただし、職域接種等において同一会場で2回目の接種を受けることが困難な者を受け入れた場合については、本項目の対象となります。

問 11 自大学で受けられる支援が「個別接種促進のための支援」か「職域接種促進のための支援」のどちらに該当するかわからない場合どうすればよいか。

どちらに該当するか不明の場合は、「地域貢献認定申請様式（第2版）」の「2. 交付申請予定の支援」は選択せずにご提出ください。実際の申請に当たっては各都道府県から示される情報を踏まえて該当する支援スキームをご確認ください。

問 12 地域貢献の基準の認定は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を受ける場合にしか申請できないのか。

本認定は、都道府県への支援を申請する場合のみに利用することを想定しておりますので、支援に申請予定がない場合の申請はお控えください。なお、申請を希望するものの、受けられる支援内容が不明の場合については、問 11 に従い申請ください。

問13 大学として複数会場を実施しており、都道府県も異なる場合もあるが、地域貢献認定は会場ごとで認定を受けるのか。

地域貢献認定は同大学で実施した複数会場分をまとめて大学単位で申請ください。また、法人単位で大学拠点接種を実施している場合で、大学と短期大学などが同会場で実施した場合は、会場を有する大学でまとめたうえで当該大学より申請ください。

問14 申請様式の(イ)自大学等(設置する法人が同じである大学等を含む。)接種人数(学生・生徒、教職員)について、委託業者の社員や非常勤講師は含むのか。

大学と雇用関係にある者は(イ)に含めてください。委託業者の社員など、大学と雇用関係にない者は、その他の該当する項目に含めていただいて差し支えありませんが、問10も併せてご確認ください。

問15 大学拠点接種を拠点として実施している大学等に参加してワクチン接種を実施した場合(自大学等が申請主体となって実施していない場合)、地域貢献基準の認定を申請する必要があるか。

申請は大学拠点接種を申請主体として実施した大学等から申請ください。他大学等で実施している接種に参加して実施した大学や専門学校から申請いただく必要はありません。

問16 オミクロン株対応ワクチンによる職域接種の接種人数に、大学拠点接種(3回目接種)の接種人数を合算して地域貢献認定の申請をすることは可能か。

オミクロン株対応ワクチンによる職域接種における地域貢献認定の申請は、令和4年9月20日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの職域追加接種の開始について」に基づいて設置した会場での接種人数のみをカウントしてください。大学拠点接種(3回目接種)の接種人数との合算はできません。

問17 「都道府県の大規模接種会場等における大学等单位での団体接種の実施について」を受けて、ワクチン接種を加速化した結果、本来予定していた近隣の教育機関の学生等に対する接種がなくなったことで、地域貢献の基準を満たさなくなった場合について、本支援を受けることはできないのか。



もともと大学拠点接種にて近隣の教育機関の学生等として接種を予定していたものの、「都道府県の大規模接種会場等における大学等单位での団体接種の実施について」（令和4年4月12日高等教育企画課事務連絡）を受けて、ワクチン接種を加速化させることを目的に、予定していた大学拠点接種の会場とは別の会場にて接種を実施することとなったことを説明できる者については、地域貢献の基準⑥の対象として地域貢献基準の認定における計算に含めてかまいません。

ただし、都道府県に対する費用の申請においては、接種実績とはならないことから、費用の算定の根拠となる数値に含めることはできないことにご留意ください。

○令和 4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱  
（抄）

1～2 （略）

3 事業内容

（1）～（20） （略）

（21）新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

ア・イ （略）

ウ 内容

（ア）（略）

（イ）個別接種促進のための支援

新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関に対し、以下の取組への支援を行う。

① 診療所における取組

- ・ 週 100 回以上の接種を令和 5 年 3 月末まで、4 月・5 月、6 月・7 月、8 月・9 月、10 月・11 月、12 月・1 月、2 月・3 月のそれぞれの期間中に 4 週間以上行った場合
- ・ 週 150 回以上の接種を令和 5 年 3 月末まで、4 月・5 月、6 月・7 月、8 月・9 月、10 月・11 月、12 月・1 月、2 月・3 月のそれぞれの期間中に 4 週間以上行った場合
- ・ 50 回以上／日の接種を行った場合
- ・ 令和 4 年 10 月以降においては、上記の取組にかかる支援を受ける診療所は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

② 病院における取組

- ・ 令和 4 年 11 月までに 50 回以上／日の接種を行った場合。なお、令和 4 年 10 月以降においては、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。
- ・ 特別な接種体制を確保し、50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成する週が、4 月・5 月、6 月・7 月、8 月・9 月、10 月・11 月、12 月・1 月、2 月・3 月のそれぞれの期間中に 4 週間以上あった場合

（ウ）職域接種促進のための支援

令和 3 年 11 月 17 日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3 回目接種）に係る職域接種の開始について」及び令和 4 年 9 月 20 日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナ

ナワクチンの職域追加接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種のうち外部の医療機関が出張して実施する形態のものであって、以下の条件に該当するものに対し、都道府県が設置する大規模接種会場に対する支援と同等の支援を行う。(都道府県が設置する大規模接種会場において支援対象とする経費(使用料及び賃借料、備品購入費等)と同等の経費を対象として、1,500円×接種回数を上限に実費補助(令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナウイルスの職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種については、1,000円×接種回数を上限に実費補助))

- ・ 中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業を指す。以下同じ。)が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもの
- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下「大学等」という。)の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもの

#### エ 留意事項

(ア) (略)

#### (イ) 個別接種促進のための支援

- ・ 「個別接種に協力する医療機関」とは、ウ(イ)の何れかの取組について、所定の様式により都道府県へ実績を報告する医療機関をいう。
- ・ 診療所が、週100回(150回)以上の接種を定められた期間中に4週間以上行う取組への支援を受ける場合、週100回(150回)以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。なお、時間外、夜間または休日の接種への取組については、診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。
- ・ 医療機関が、50回以上/日の接種を行う取組への支援を受ける場合、50回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意(自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行った場合を含む)していること。
- ・ ウ(イ)②病院における取組における、病院が特別な接種体制を確保した場合の支援については、都道府県から厚生労働省への交付申

請や実績報告等において、(9) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業の「新型コロナウイルスワクチン病院特別体制確保支援事業」に計上すること。

(ウ) 職域接種促進のための支援

- ・ 本支援の対象は、中小企業又は大学等(以下「中小企業等」という。)が接種を委託した外部の医療機関が、中小企業等の指定した場所に出張して実施する職域接種であること。企業内診療所が実施する場合、接種対象者が外部の医療機関に出向いて接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は対象外であること。
- ・ 中小企業等が実施する職域接種における接種対象者が、中小企業等が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合は、本支援ではなく、医療機関の種別に応じて、「ウ(イ) 個別接種促進のための支援」の対象となること(当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する)。
- ・ 大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は、本支援ではなく、「ウ(イ) 個別接種促進のための支援」②の対象となること(当該医療機関の個別接種の実績に、当該職域接種の実績を上乗せして、個別接種促進のための支援を実施する)。

○令和 4 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当  
 ったの取扱いについて（抄）

○新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

【上限額】

A. （略）

B. 個別接種促進のための支援

- ・ 診療所への支援 （略）
- ・ 病院への支援

① 令和 4 年 11 月までに 50 回以上／日の接種を行った場合には、1 日  
 当たり定額で 10 万円を交付する。なお、令和 4 年 10 月以降において  
 は、50 回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休  
 日にかかる接種体制を用意（※）していること。

② 特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特  
 別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診  
 療時間内の別を問わない。）であって、50 回以上／日の接種を週 1 日  
 以上達成する週が、4 月・5 月、6 月・7 月、8 月・9 月、10 月・11  
 月、12 月・1 月、2 月・3 月のそれぞれの期間中に 4 週間以上ある場  
 合には、集団接種会場と同様の扱いとし、以下の支援単価による所要  
 額を病院に追加で交付する。

医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円

看護師等 1 人 1 時間当たり 2,760 円

※ 「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体  
 制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することの他に、自治体  
 の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18 時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日。

なお、1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日、30 日及び 31  
 日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取  
 り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）

C. 職域接種促進のための支援

- ・ 中小企業への支援 （略）
- ・ 大学等への支援
- ・ 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）

の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもので、当該大学等が接種を委託した外部の医療機関が出張して実施する職域接種に限り、当該接種会場の設置、運営に係る実費相当額に対して、上限額（※）の範囲で、当該大学等に交付する。

※ 上限額は以下のとおり。

令和3年11月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」及び令和4年9月20日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室事務連絡「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンに係る職域追加接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種については、接種1回当たり1,500円とする。

なお、令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」に基づいて設置した会場での職域接種については、接種1回当たり1,000円とする。

※ 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業（上記B及びCに限る）については、都道府県の補助金交付事務に係る事務委託料・事務費も対象となる。